

税の申告が始まります

提出書類の準備を忘れずに

ことしも町県民税兼国民健康保険税と所得税の申告が始まります。申告の際には、収入や各種所得控除の確認をするため、源泉徴収票や領収書などの書類が必要となります。また、平成29年からの申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載も必要となりますので準備してください。

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線111）へ。

▽東日本大震災による雑損控除

昨年の申告において損失申告を行い翌年に繰り越される損失額がある方は、申告期間中に確定申告をする必要があります。昨年の申告で渡された「第4表平成27年分所得税の確定申告書（損失申告用）」を持参してください。

▽住宅借入金等特別控除の適用の特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、震災により居住することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について、引き続きこの控除の適用を受けることができますので、忘れずに申告してください。

▽生命保険料控除

生命保険料控除額の改正により、新契約（平成24年1月1日以降の保険契約締結）と旧契約

（平成23年12月31日以前の保険契約締結）の控除証明書がありますので、保険会社などから送付された控除証明書を全て持参してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から天引きされている国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の所得からは控除できません。国民年金保険料等については、年金保険者から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要となります。また、国民健康保険税については1月中旬に「年間納付額のお知らせ」を送付しますので、併せてご準備ください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費のうち、一定額を所得金額から控除することができます。医療機関や薬局の領収書を受診者ごとに整理しご持参ください。

パソコンからでも申告ができます

自宅からインターネットを利用して申告、申請・届け出などができる「e-Tax^{タックス}」をご利用ください。確定申告をe-Taxで行うと、▶添付書類の提出省略▶還付金の受け取りがより早く▶24時間受け付け——の利点があります。

▷手続きの手順

①マイナンバーカード（個人番号カード）を町民課窓口

で取得

②パソコンとICカードリーダライタを準備する

③国税庁ホームページ（<http://www.ntago.jp/>）へアクセス

④e-Taxの利用開始届出書を提出（送信）

⑤電子証明書の初期登録を行う

⑥申告書の入力をし、送信して終了